

延滞金について

徴収金その他を納付期限までに納付されなかった場合には、延滞金がかかります。

延滞金の対象

●不正利得に係る徴収金

偽りその他不正の行為によって後期高齢者医療制度の給付を受けた場合に徴収するものです。

●広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定める過料

被保険者が、後期高齢者医療制度の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を広域連合に届出をしない場合や特別の事情がなく保険料を納付しない場合に求められる被保険者証の返還に応じない場合などに科せられるものです。

延滞金の計算方法

$$\text{延滞金額 (注1)} = \text{未納金額 (注2)} \times \text{利率 (割合) (注3)} \times \text{延滞日数} \div 365 \text{日}$$

(うるう年でも365日で計算します。)

(注1) 延滞金額が1,000円未満の場合は、徴収しません。

延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

(注2) 未納金額が2,000円未満の場合は、延滞金は徴収しません。

未納金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

(注3) 利率(割合)は、年8.7パーセント^(※1)です。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までは、年2.4パーセント^(※2)です。

なお、この利率(割合)は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までのものです。

(※1) この割合は、前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合を延滞金特例基準割合とし、この延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算したもので、14.6パーセントが上限です。

(※2) この割合は、(※1)の延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算したもので、7.3パーセントが上限です。